9　ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等について、その特別な有効性判定方法等の承認に係る申請書の提出期限をその適用を受けようとする最初の事業年度の申告書の提出期限の三月前の日とし、その承認を受けたデリバティブ取引等に係る有効性判定等については、その承認に係る申請書に記載されたその適用を受けようとする最初の事業年度からその特別な有効性判定方法等によることとした。（法人税法施行令第一二一条の四及び第一二一条の一〇関係）

10　資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入について、課税仕入れが軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合等の課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額は、地方消費税を税率が一・七六パーセントの消費税であると仮定して消費税に関する法令の規定の例により計算することとした。（法人税法施行令第一三九条の四関係）

11　分配時調整外国税相当額控除について、法人税の額から控除する集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額の計算等の細目を定めることとした。（法人税法施行令第一四八条、第一五五条の三六、第一五五条の四五の二及び第二〇一条の二関係）

12　外国法人に係る不動産関連法人の株式等譲渡益課税について、不動産関連法人の判定時期を、その株式の譲渡の日から起算して三六五日前の日から当該譲渡の直前の時までの間のいずれかの時に見直すこととした。（法人税法施行令第一七八条関係）

二　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成二七年政令第一四二号）の一部改正関係

資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過規定について、所要の規定の整備を行うこととした。（法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第七条関係）

三　この政令は、一部の規定を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇地方法人税法施行令の一部を改正する政令（政令第一三三号）（財務省）

1　電子情報処理組織による申告の特例について、次のとおり整備を行うこととした。（第二条及び第四条の二関係）

㈠　本特例における特定法人の範囲から法人課税信託の受託法人を除外する。

㈡　本特例における特定法人に該当するかどうかを判定するための資本金の額等に類する金額の細目を定める。

㈢　本特例による申告が納税申告書により行われたものとみなされる法令の細目を定める。

2　地方法人税の額から控除する集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額の計算等の細目を定めることとした。（第三条の二及び第四条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇相続税法施行令の一部を改正する政令（政令第一三四号）（財務省）

1　短期非居住贈与者が国内に住所を有しなくなった日から二年を経過する日までに死亡した場合には、当該短期非居住贈与者から贈与により取得した国外財産については、相続税の課税価格に加算しないこととした。（第四条及び第五条の二関係）

2　短期非居住贈与者が国内に住所を有しなくなった日から二年を経過する日までに当該短期非居住贈与者又はその贈与の日の属する年において財産を贈与した者が死亡した場合等には、その死亡した者から贈与により取得した財産で相続税の課税価格に加算されるものについては、贈与税の申告を要しないこととした。（第四条の四の二及び第七条の二関係）

3　一般社団法人等に対して財産の贈与等があった場合において、親族等の数が役員等の数のうちに占める割合を三分の一以下とする旨の定款の定めがないこと等の一定の要件に該当するときは、贈与税等の負担が不当に減少する結果となると認められることとした。（第三三条関係）

4　特定一般社団法人等に対する相続税の課税について、特定一般社団法人等の純資産額の算定方法、同族理事の範囲及び過去に贈与等により取得した財産について課された贈与税額等の税額控除の計算方法の細目等を定めることとした。（第三四条関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇消費税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一三五号）（財務省）

一　消費税法施行令の一部改正（第一条関係）

1　平成三五年一〇月一日以後の消費税の軽減税率制度の本則化に伴い、軽減税率の対象となる「一体資産」及び「一体貨物」並びに飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲について、消費税法施行令本則に位置付ける等の所要の規定の整備を行うこととした。（消費税法施行令第二条の三、第二条の四、第二五条の五、第四五条、第五二条、第五七条、第五八条、第六〇条、第七五条関係）

2　券面のない有価証券等の譲渡に係る消費税の内外判定について、次のとおりとした。（消費税法施行令第六条関係）

㈠　振替機関又はこれに類する外国の機関（以下「振替機関等」という。）が取り扱う券面のない有価証券等については、振替機関等の所在地で判定することとする。

㈡　㈠以外の券面のない有価証券等については、当該有価証券等に係る法人の本店、主たる事務所その他これらに準ずるものの所在地で判定することとした。

3　外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次の見直しを行うこととした。（消費税法施行令第一八条～第一八条の四関係）

㈠　免税販売手続の電子化

(1)　免税販売手続は、市中輸出物品販売場を経営する事業者が、外国人旅行者から旅券等の提示を受け、購入記録情報（その旅券等に記載された情報及びその購入の事実を記録した電磁的記録をいう。）を、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく国税庁長官に提供する方法とする。ただし、国税庁長官に提供した電磁的記録を当該事業者が保存しない場合には、その販売について、外国人旅行者向け消費税免税制度は適用しない。

(2)　市中輸出物品販売場を経営する事業者は、免税対象物品を免税購入する外国人旅行者に対して、当該免税対象物品が輸出するため免税購入されるものであること等を説明しなければならない。

(3)　市中輸出物品販売場において免税購入した外国人旅行者は、その出国の際、税関長にその所持する旅券等を提示しなければならない。

(4)　上記(1)の購入記録情報は、その提供すべき市中輸出物品販売場を経営する事業者と契約を締結した承認送信事業者が国税庁長官に提供できる。この場合において、当該承認送信事業者は、国税庁長官に提供した購入記録情報を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者に提供するものとする。

㈡　免税販売の対象となる下限額の判定の見直し

(1)　一般物品について、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める方法により包装等を行う場合には、当該一般物品と消耗品の販売金額を合計して、免税販売の対象となる下限額を判定するものとする。

(2)　上記(1)の対象となる一般物品については、消耗品として免税販売手続を行うものとする。

4　長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例について、対象となる資産の譲渡等がリース譲渡に限定されることに伴い、所要の整備を行うこととした。（消費税法施行令第三一条～第三七条及び附則第五条関係）

5　適格請求書等保存方式の実施に伴い、次の措置を講ずることとした。

㈠　課税仕入れに係る消費税額は、原則として適格請求書及び適格簡易請求書（これらの書類の記載事項に係る電磁的記録を含む。以下「適格請求書等」という。）に記載された消費税額等を積み上げて計算するものとする。（消費税法施行令第四六条関係）

㈡　次に掲げる課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った事業者において適格請求書等の保存を要せず、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除ができる。（消費税法施行令第四九条関係）

(1)　適格請求書の交付義務が免除される下記㈤(1)の旅客の運送に係る課税仕入れ

(2)　適格簡易請求書の要件を満たす入場券等が使用の際に回収される課税仕入れ